

7月9日に外国人登録法が廃止

入管法と住民基本台帳法が変わります

住民基本台帳法の一部が改正され、平成24年7月9日に外国人登録法が廃止されます。それに伴い、入管法と住民基本台帳法が変わります。主な変更点は下表のとおり。

また、外国人住民の皆さんで、7月9日以降に新たに住民票作成の対象となる人に、2月に実施した事前調査の結果を元にした「仮住民票」を送付します。記載内容に疑義がある場合は、市民課（0798・35・3104）へ問合せを。

《入管法と住民基本台帳法の主な変更点》

回中長期在留者
①外国人登録証明書が廃止され、在留カードが交付されます（※）
②在留期間が最長5年になります
③在留資格・期間の変更について、従来、地方入国管理局と市町村の両方に必要だった届出が地方入国管理局のみへの届出で済みます
回特別永住者
①外国人登録証明書が廃止され、特別永住者証明書が交付されます（※）
回中長期在留者、特別永住者の共通事項
①みなし再入国制度が導入されます
●中長期在留者…出国後1年以内に再入国する場合、原則として再入国許可は不要。また、再入国許可の有効期間の上限が、「5年」に伸長
●特別永住者…出国後2年以内に再入国する場合、原則として再入国許可は不要。また、再入国許可の有効期間の上限が、「6年」に伸長
②住民票の写し等が発行できます
日本人と外国人とで構成される世帯の全員が記載された証明書（住民票の写し等）が、発行できます。住民票作成の対象者は、現制度の外国人登録を元に、適法に3カ月を超えて在留し、かつ住所を有する外国人など。詳しくは問合せを
③各種行政サービスの届出との一本化が図られます
住所変更の届出により、同時に国民健康保険などの届出があったとみなされ、従来に比べて届出が簡素化されます
④転出届が必要になります
市外への引越しが決まったら、事前に転出届を出して、転出証明書の交付を受け、引越し後に新住所の市町村で、転出証明書と在留カードまたは特別永住者証明書を持参して転入の手続きをしてください
※現在お持ちの外国人登録証明書は、7月9日以降の一定期間は、そのまま使用することが可能

所有者のいない猫対策について



近年、所有者のいない猫（以下、野良猫）のふん尿や鳴き声などで困っているという相談が寄せられています。猫は、捕獲に関する法的根拠がないため、捕獲業務はしていません。

野良猫に関する問題は、地域によって生息状況や地域住民の考え方が異なり、その対応もさまざまです。動物管理センターでは、要望に応じて、猫よけ方法の紹介、無責任に餌を与えている人への啓発や看板・チラシの提供等を行っています。また、野良猫の繁殖抑制のため、不妊手術費用の助成制度を設け、環境悪化の防止に努めています。

助成金を活用した活動しませんか

市は、野良猫に不妊手術を行う際に、その費用の一部を助成しています。

助成金を受けるには、所有者のいない猫対策活動員として活動することが条件です。活動員は、活動地域の合意を得たうえで、地域に生息する野良猫の雌に不妊手術を受けさせ、その後の管理を行います。

【助成額】1頭5000円
※手術の費用が5000円以下の場合、実際にかかった額を助成。なお、予算額に達し次第終了

申込方法など問合せは動物管理センターへ。
【対象】20歳以上。在勤者可
※面談のうえ、活動員として認定します

地域商店街等活力向上事業 活性化の取り組みを支援

市は、「地域商店街等活力向上事業」に取り組む商店街・小売市場およびその他の商業団体を募集します。

この事業では、地域住民のニーズを踏まえ、地域商業の活性化につながる事業（既存の事業等を除く）を実施する商業団体に助成金を交付します。申込は5月31日まで。申込方法など詳しくは市のホームページ（事業者向け情報→産業振興→商店街・小売市場の活性化）をご覧ください。

問合せは商業振興課（0798・35・3387）へ。

【対象】5店舗以上で組織している任意の商業団体で、規約等の定めがあることなど ※平成21年度までの地域連携商店街等活性化支援重点モデル事業の実施団体は除く

おわびと訂正

長寿（後期高齢者）健康診査 受診券送付にかかるお知らせ

市は、4月中旬に対象者へ「西宮市長寿（後期高齢者）健康診査受診券」を送付しましたが、宮市長寿（後期高齢者）健康診査受診券を送付したことが、同封のパフレット「西宮市長寿（後期高齢者）健康診査のご案内」の3ページに記載している「集団健診の日程・会場」の「公民館等での集団健診」

の予約・問い合わせ先の電話番号に誤りがありましたので、お知らせします。正しくは「兵庫県健康財団（078・799・9333）」です。おわびと訂正します。問合せは高齢者医療保険課（0798・35・3994）へ。

幼児期の教育・保育審議会

委員を公募

市は、「西宮市幼児期の教育・保育審議会」の委員のうち2人を公募します。

同審議会は、小学校入学前の子どもの教育・保育に関する施策を充実させ、より効果的に推進するためのものです。

詳しくは学事・学校改革課（教育委員会庁舎1階）で配布している募集要領をご覧ください。市のホームページ（くらしの情報→教育）からもダウンロードできます。

【対象】平成24年7月1日現在、20歳以上の人。在勤者可
※本市の他の審議会等の委員・職員・市議会議員でない人
【任期】平成24年7月26日～7月（予定）

【応募方法】募集要領に添付している所定の応募用紙に、「幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について」をテーマにした小論文（800字程度）を添えて、6月8日（必着）までに郵送かEメールで学事・学校改革課（〒662-1856 7六湛寺町8-26 0798・35・3886 vo.k.gakuji@nishiio.jp）へ。持参も可 ※書類審査、面接あり

市の施設について考えよう 利用状況や皆さんの意識を調査

人口増加や行政需要の増大に合わせて整備してきた公共施設が次々と老朽化しており、それらの維持・建て替え費用の増加が避けられなくなっています。市は、こうした課題に対応するため、公共施設全体の最適化を図る取り組みを行っています。公共施設の利用状況や市民の皆さんの意識を調査するため、昨年11月に無作為に選ばれた3500人の市民の皆さんを対象にアンケートを実施しました。施設の量やバランスを見直し、より効果的な運用を期待する声や経費の効率化を図り、財政負担を軽くすることを期待する意見が多く寄せられました。この結果も踏まえて、今後さらに積極的に取り組みを進め、市民の皆さんの利便性を考慮しながら、公共施設の適正な配置や維持管理費用の削減に向けて基本的な方針や具体的な対応策を定めていきます。

問合せは施設企画課（0798・35・3040）へ。
※アンケート結果の詳細や公共施設の現状を取りまとめた「西宮市公共施設白書」は、市のホームページ（市政情報→政策・施策→行政運営）から閲覧可

固定資産税 都市計画税など

納期限は5月31日

固定資産税・都市計画税（第1期分）、軽自動車税、自動車税の納期限は5月31日です。納税通知書の発送は次のとおり。

【発送日】固定資産税・都市計画税…5月10日▽軽自動車税、自動車税…発送済み

【問合せ先】固定資産税・都市計画税…資産税課（0798・35・3269）▽軽自動車税…税務管理課（0798・35・3209）▽納税について…納税課（0798・35・3238）▽自動車税…県西宮県税事務所（0798・39・6113）
※コンビニエンスストアでも納税ができます。取扱店舗は納税通知書をご覧ください

5/26・27

休日納税相談 ご利用ください



市は、滞納市税の早期収納を図るため、催告を続けています。

や、事情によりまだ納付していない人を対象に、5月26日（土）・27日（日）に休日納税相談を行います。ぜひご利用ください。また、市のホームページ（くらしの手続き→市税）では、市税や納税について紹介していますのでご覧ください。問合せは納税課（0798・35・3268）へ。
【時間・会場】午前9時～午後5時に納税課（市役所本庁舎2階） ※当日は正面玄関から入ってください